

## ○米沢市バス停見守り隊事業実施要領

令和6年3月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、民間事業者等(商店もしくは近所の個人宅)と本市が協力してバス利用者のバス待ちスペースの確保及び維持を行うことで、バス利用者の利便性向上及び利活用の促進を図ることを目的とする、米沢市バス停見守り隊(以下「見守り隊」という。)事業について、必要な事項を定める。

(事業の推進)

第2条 市は、見守り隊事業(以下「事業」という。)を円滑に推進するため、次の各号に定める事項を行うものとする。

- (1)見守り隊に対し事業への協力を依頼すること。
- (2)見守り隊に認定証及び認定ステッカーを配付するなど、見守り隊の認定に関すること。
- (3)バス停の清掃や除雪作業を行う見守り隊に清掃用具、除雪用具等を提供すること。
- (4)事業全般の運営及び見直しに関すること。
- (5)その他事業を推進するために必要なこと。

(事業の周知等)

第3条 市は、事業の趣旨を市民及び見守り隊に周知するために、次の各号に定める事項を行うものとする。

- (1)市公式ホームページ等を通じて、事業についての周知・利活用促進を図ること。
- (2)見守り隊が実施する取組(以下「見守り活動」という。)に対して、市公式ホームページ及びバス停等に見守り隊の名称を掲載すること。
- (3)その他事業を推進するために必要な周知を行うこと。

(見守り活動)

第4条 見守り隊は、次の定める事項のいずれかを可能な範囲で行うものとする。

- (1)バス待ちスペース等の提供に協力すること。
- (2)バス利用者にトイレ(ベンチや椅子など)などの貸出を行うこと。
- (3)市民バスに関する資料(バス時刻表やバス路線図など)の掲示又は設置を行うこと。
- (4)バス停付近の清掃や除雪の実施などを行うこと。
- (5)その他、市民バス運行に係る情報提供について協力すること。

(見守り隊の対象)

第5条 見守り隊の対象は、米沢市市民バス万世線及び市街地循環路線バス停留所から概ね100m以内に立地しているもののうち、市から認定を受けたものとする。

(見守り隊不適合事業所)

第6条 次の各号いずれかに該当する場合は、見守り隊として登録することができないものとする。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制されている業種を営む店舗、施設、民間事業者等。
- (2)宗教活動や政治活動を主たる目的とする店舗、施設、民間事業者等。
- (3)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下「暴

対法」という。)第2条第2号ニ規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が関連する店舗、施設、民間事業者等  
(4)その他事業の趣旨にそぐわないと市が認める店舗、施設、企業等。

(認定・取消の手續等)

第7条 見守り隊の認定を受けようとする者は、認定を受けたい見守り隊の施設ごとに認定申請書(様式第1号)を市に提出するものとする。

2 市は、前項の規定による申請を受けたときには、内容を確認の上、見守り隊として認定し、見守り隊へ見守り隊認定証の発行及び見守り隊ステッカーを配布するとともに市公式ホームページ等により公表するものとする。

3 見守り隊は、第1項の認定申請書の内容を変更しようとするとき、または、認定を辞退しようとするときは、あらかじめ、見守り隊変更・辞退届(様式第2号)を市に提出するものとする。

4 市は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨をホームページ等により公表するものとする。

5 見守り隊におけるサービス等が違法又は不適切と認められる場合には、市は見守り隊に認定しないこと又は見守り隊の認定を取り消すことができる。

6 見守り隊が第6条に該当することが判明した場合には、市は見守り隊の認定を取り消すことができる。

7 見守り隊は、見守り隊ステッカーの取扱いについて、次に掲げることに留意するものとする。

(1)バス利用者が、見守り隊施設の外部から見やすい位置に掲示すること。

(2)認定を辞退するときは、辞退の日以後、見守り隊ステッカーを掲示してはならないこと。

(デザインの使用)

第8条 見守り隊は、事業の目的に反しない範囲で見守り隊ステッカーのデザインを市の承認を受けることなく、使用することができる。

ただし、見守り隊ステッカーのデザインの一部のみを使用したり、変形したりして使うことはできないこととする。

(個人情報の取扱い)

第9条 市は、本事業の事務を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57条)に基づき、適正に取扱うこととする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要と認められる事項については、別に市が定める。

附則 この要領は、令和6年3月1日から施行する